

平成 年 月 日

食物アレルギー児の保護者 様

京田辺市子育て支援課

保育所における食物アレルギー対応について

平素は、本市の保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、近年ではアレルギー疾患を持つ児童が増加し、その対応については、児童が安全・安心な保育所生活を送れることを最優先に考え、食物アレルギー児の実態や保育所の状況を総合的に判断し、厳密に行っています。

つきましては、食物アレルギーのある場合は、下記をご理解いただき、保育所とご家庭が共に協力しあって進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

記

『実施までの流れ』

1. 食物アレルギー対応については、医療機関で食物アレルギーと診断され、除去等を指示された場合に限り、医師の指示に基づいて実施します。保護者、保育士、調理師、栄養士間で相談し、共通認識させていただく必要があるため、以下の書類①～③を保育所にご提出ください。

提出期限：平成 年 月 日（ ）

- ①「食物アレルギー児における食品除去のための診断書」（主治医が記入）
- ②「食物アレルギー食事指示書（変更届）」（主治医が記入）
- ③「食物アレルギー児個別対応票」（保護者が記入）

※①と②はアレルギー治療を受けている主治医に記載してもらってください。

2. ①「診断書」②「変更届」および③「個別対応票」の提出によって保護者から依頼を受けたときは、保護者と面談の上、関係職員間で協議し、十分連携をとりながら対応を実施します。
3. 初回受診以後は、受診の前に保育所に申し出いただき、「変更届」を預かってください。「変更届」は受診記録簿をかねていますので、除去食品の変更があるなしに関わらず、医療機関に提出し、指示内容を記載してもらってください。受診後は速

やかに保育所へ「変更届」を提出してください。漫然と除去が続かないよう、数ヶ月に一回など医師の指示どおり定期的に受診してください。また、「診断書」の有効期限は年度単位とします。新年度が始まる前（3月）には必ず受診し、改めて「診断書」を提出してください。

4. 除去していた食物を解除する場合は、「変更届」（年度途中の場合）または「診断書」（3月の場合）をご提出のうえ、家で複数回食べて症状が出ないことを確認してください。確認後、除去を解除します。
5. 翌月の献立が決定すると、保育所から献立表を1部お渡しします。除去に必要な食材・食品に赤色のペン等で印をつけて、期日までに保育所に提出してください。保育所で内容を確認後、コピーをとって1部返却しますのでご家庭で保管してください。その後、食物アレルギー対応を実施します。

『具体的な対応』

1. 単品の除去

調理を行わず、単品で配膳する食物アレルギーの原因食品を提供しないようにします。

（例：パン、乳製品（牛乳・チーズ・ヨーグルト等）など）

2. 除去食の提供

調理の最終工程で取り分けることができる場合に、食物アレルギーの原因食品を加える前の段階で、対象児童が食べる分をあらかじめ取り分けて提供します。

（例：ごま和えの「ごま」、味噌汁の「豆腐」など）

3. 弁当持参（一部・全部）

集団給食において、除去食の提供ができないことがあります。その際は、お弁当やおやつを持参をお願いします。微量でも重症化する恐れのある方、食物アレルギーの原因食品が複数ある場合、原因食品が献立の中心食材の場合、除去食の提供において安全性の確保が困難な場合などです。

※お弁当持参時の注意点

- ① 家庭で当日調理した物を持参してください。
- ② 保護者と保育所職員が受渡しを行います。
- ③ 誤食を避けるため、弁当箱および弁当袋には目立つように氏名を書いてください。また、保冷対応の袋や保冷剤をつけるなど、衛生面での配慮についてもご協力をお願いします。
- ④ 原則保育所では、温める等の手を加えないこととします。